

あわらし告示第472号

稲荷山配水場更新工事(機械・電気工事)の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定に基づき、この工事の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めたので、同条第2項の規定により、その基本となるべき事項および当該資格の審査の申請の時期、方法等を次のとおり公示する。

令和8年9月25日

あわらし市長 森 之嗣



記

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 工事名 稲荷山配水場更新工事(機械・電気工事)
- (2) 工事場所 あわらし 花乃杜二丁目 地係
- (3) 工事概要
- ①機械工事
 - ・受水弁設備 N=1式
 - ・ポンプ設備 N=1式
 - ・次亜注入設備 N=1式
 - ②電気工事
 - ・電気設備(計装・ポンプ盤等) N=1式
 - ・自家発電設備 N=1式
 - ・中央監視設備 N=1式

2 入札参加資格審査申請に必要な資格

入札参加資格審査申請に必要な資格(全項目に該当すること)	建設工事の種類	電気工事・機械器具設置工事
	応募形態	特定建設共同企業体
	JVの構成員数	2社又は3社
	代表者	代表構成員(共同企業体の構成員のうち代表者)は、次の要件をすべて満たしていること。 ア 共同企業体への出資の比率が構成員中最大であること。 イ 福井県内に建設業法第3条第1項の営業所のうち主たる営業所または建設業法第3条第1項の営業所のうち主たる営業所以外の営業所を有し、あわらし市の競争入札参加資格を有する者であること。 ウ 最新(審査基準日が事前審査関係書類の提出日から1年7か月以内のもの)の経営事項審査結果通知書の電気工事の総合評定値が1,000点以上かつ機械器具設置工事の総合評定値が900点以上と決定された者であること。 エ この工事に関する入札公告において定める施工実績を有する者であること。
	構成員	構成員(共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員)は、次の要件をすべて満たしていること。 1. JVの構成員数が2社の場合 ①構成員A あわらし市内に主たる営業所又は契約できる営業所を有する者とし、あわらし市の令和7・8年度の電気工事の評定値が700点以上と決定された者であること。 2. JVの構成員数が3社の場合 ①構成員A あわらし市内に主たる営業所又は契約できる営業所を有する者とし、あわらし市の令和7・8年度の電気工事の評定値が700点以上と決定された者であること。 ②構成員B あわらし市内に主たる営業所又は契約できる営業所を有する者とし、あわらし市の令和7・8年度の機械器具設置工事の評定値が700点以上と決定された者であること。
	資格要件	共同企業体の代表者および構成員は、次の要件をすべて満たしていること。 1. JVの構成員数が2社の場合 ①代表者 ・あわらし市の競争入札参加資格について、電気工事および機械器具設置工事の資格を有すると決定されていること(会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づき更生手続開始の申立がなされている者または民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立がなされている者)については、手続開始の決定後、あわらし市が指定する書類を提出していること。 ・申請書の提出期間の末日において、法第3条第1項の許可を受けてから3年以上継続して建設業を営んでいること。 ②構成員A ・あわらし市の競争入札参加資格について、電気工事の資格を有すると決定されていること(会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づき更生手続開始の申立がなされている者または民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立がなされている者)については、手続開始の決定後、あわらし市が指定する書類を提出していること。 ・申請書の提出期間の末日において、法第3条第1項の許可を受けてから3年以上継続して建設業を営んでいること。

入札参加資格審査申請に必要な資格（全項目に該当すること）	資格要件	2. JVの構成員数が3社の場合 ①代表者 ・あわら市の競争入札参加資格について、電気工事および機械器具設置工事の資格を有すると決定されていること（会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者については、手続開始の決定後、あわら市が指定する書類を提出していること）。 ・申請書の提出期間の末日において、法第3条第1項の許可を受けてから3年以上継続して建設業を営んでいること。
		②構成員A ・あわら市の競争入札参加資格について、電気工事の資格を有すると決定されていること（会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者については、手続開始の決定後、あわら市が指定する書類を提出していること）。 ・申請書の提出期間の末日において、法第3条第1項の許可を受けてから3年以上継続して建設業を営んでいること。
		③構成員B ・あわら市の競争入札参加資格について、機械器具設置工事の資格を有すると決定されていること（会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者については、手続開始の決定後、あわら市が指定する書類を提出していること）。 ・申請書の提出期間の末日において、法第3条第1項の許可を受けてから3年以上継続して建設業を営んでいること。
		3. この工事の請負契約に係る一般競争入札に参加しようとする他の共同企業体の構成員でないこと。
		4. 共同企業体への出資の比率が、2社の企業体の時は30%以上、3社の企業体のときは20%以上であること。
	資格要件	5. 申請書の提出期間の末日において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
		6. 申請書の提出期間の末日において、「あわら市契約に係る指名停止措置要綱」に基づく指名停止または指名除外期間中でないこと。
		7. 申請書の提出期間の末日において、建設業退職金共済制度、中小企業退職金共済制度もしくは特定退職金共済制度に加入している者。または、退職一時金制度を有している者であること。
		8. 申請書の提出期間の末日において、会社更生法に基づく更正手続開始の申立てまたは民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（①の再認定を受けた者を除く。）でないこと。その他、経営不振に陥ったと明らかに認められる等、この入札に参加するのにふさわしくないと認められる者でないこと。
		9. 共同企業体の構成員の役員（役員として登記または届出はされていないが、事実上経営に参画している者を含む。）が、暴力的組織（計画的または常習的に暴力的不法行為等を行い、または行うおそれがある組織）またはその構成員等と密接な交際を有し、または社会的に非難される関係を有していると認められる者でないこと。
		10. 共同企業体の代表構成員及び構成員は、建設業法第26条第1項に規定する主任技術者または同条第2項および第4項に規定する監理技術者をこの工事の現場に専任で配置すること。監理技術者にあたっては、監理技術者資格者証および監理技術者講習修了証を有する者であること。

3 特定建設工事入札参加資格審査申請時の提出資料

提出書類	I 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（様式第1号） 1部
	II 経営規模等総括表（様式第2号） 1部
	III 経営事項審査結果通知書等の写し 1部 最新（審査基準日が事前審査関係書類の提出日から1年7か月以内のもの）の経営事項審査結果通知書（建設業法第27条の23第1項の審査）の写しを添付すること。
	IV 配置予定の監理技術者等および現場代理人の資格、経歴、経験等（様式第3号） 1部
	V 特定建設工事共同企業体協定書の写し 1部
	VI 入札参加資格確認申請書 1式
	VII 入札参加資格確認資料 ・施工実績が確認できる資料（契約書の写し、コリンズ等） ・委任状

4 特定建設工事入札参加資格審査の手続等

申請書・様式のダウンロード	あわら市電子システムからダウンロードできる。	URL http://www.city.awara.lg.jp
参加資格審査申請書等の提出期間	令和8年9月25日（金）から令和8年10月22日（木）まで （時間） 午前9時から午後5時まで	（場所）あわら市電子入札システム または、あわら市総務部監理課
資格確認通知	令和8年10月27日（火）	あわら市電子入札システム

（注）あわら市の休日を定める条例（平成16年条例第2号）第1条に規定する市の休日を除く。

5 その他

注意事項等	①特定建設工事入札参加資格の有無および格付の決定 特定建設工事入札参加資格の審査の申請をした者の特定建設工事入札参加資格の有無および格付は、あわらし指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱の規定により決定するものとする。 なお、特定建設工事入札参加資格の有無および格付を受けた者であっても、申請書提出後入札までに、共同企業体の構成員について指名停止または指名除外を受けた者等、この入札に参加するのにふさわしくないと認められる場合には、特定建設工事入札参加資格および格付の決定を取り消すことがある。
	②特定建設工事入札参加資格の有効期間 特定建設工事入札参加資格の有無および格付の決定は、この工事の請負契約に係る一般競争入札についてのみ有効とし、この工事を落札した共同企業体についてはこの工事が完了し、当該共同企業体の清算が完了した日に、その他の共同企業体については、この工事の請負契約が締結された日に効力を失うものとする。

6 問い合わせ先

資格審査に関すること	あわらし市 総務部 監理課	電話 0776-73-8009
------------	---------------	-----------------